

日本政府が速やかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める意見書

広島と長崎に原子爆弾が投下されてから 72 年を経た 2017 年 7 月 7 日、国連会議は人類の長年の願いであった核兵器禁止条約を 122 の国と地域の賛成で採択した。

この条約では、核兵器を壊滅的な結末をもたらす非人道的な兵器としつつ、国連憲章、国際人道法、国際人権法に反するとして核兵器を国際法上初めて違法なものとした。

また、開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器に関するあらゆる活動を禁止するとともに、核保有国の条約への参加の道を規定するなど、核兵器完全廃絶への枠組みを示している。

さらに、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、核実験被害国の国民の切望に応えるものとなっている。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者と共に日本国民や全世界の人々が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的な条約である。

2017 年 9 月 20 日、核兵器禁止条約への署名・批准が開始されて以降、条約署名国は 84 か国で、2020 年 10 月 24 日に中米のホンジュラスが批准書を国連会議へ提出し、条約発効の要件である国と地域の批准が 50 となり、条約は規定に基づき 90 日後の来年 1 月 22 日に発効する。

名護市は、1982 年 4 月 3 日に平和に生きる権利を真に自らのものとするため、永久に核を拒否し、核廃絶のため全力を尽くすことを誓う「非核平和都市宣言」を発している。

また、1991 年には国連経済社会理事会の NGO に登録されている「平和首長会議」へも加盟し、核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起するとともに、人類の共存を脅かす飢餓・貧困等の諸問題の解消、さらには難民問題、人権問題の解決及び環境保護のために努力し、もって世界恒久平和の実現に寄与すべく行動をとっている。

よって、名護市議会は、日本政府及び国会に対して、下記のとおり強く要請する。

記

- 1 日本政府は、速やかに核兵器禁止条約に署名すること。
- 2 国会は、核兵器禁止条約署名後、速やかに批准すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 12 月 21 日

沖縄県名護市議会

宛先 内閣総理大臣、外務大臣、衆議院議長、参議院議長